

公告第19号

浪江町幾世橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事を制限付き一般競争入札により実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び浪江町財務規則第112条第1項の規定により公告する。

平成30年7月23日

浪江町長 職務代理者

浪江町副町長 宮口 勝美



第1 入札に付する事項

1	工事番号	18-017-004-050
2	工事名	浪江町幾世橋災害公営住宅太陽光発電等設備工事
3	工事場所	双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺西 地内
4	工事概要	太陽光発電システム86基、蓄電池システム86基、HEMS86基、ゲートウェイ1基
5	議会の要否	要
6	工期	議会の議決を得た日から平成31年2月28日まで
7	入札案件の仕様等	別紙仕様書のとおりとする。
8	入札書比較価格 (税抜予定価格)	落札決定した後に公表する。なお、不調の際は非公表とする。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体とし、公告日から入札日までに以下に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

1	特定建設工事共同企業体の資格要件
	(1) 特定建設工事共同企業体は、代表者となる構成員、その他の構成員1者の合計2者で構成する。 (2) その他の構成員の出資比率は30%以上とする。 (3) 構成方法は、自主結成であること。 (4) 代表となる構成員の出資比率は構成員中最大であること。
2	構成員共通の資格要件
	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 (2) 平成29・30年度浪江町工事等請負有資格業者名簿（工事）に登録されていること。 (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。 (4) 浪江町において指名停止の期間中でないこと。

	(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。 (7) 警察当局から、暴力団、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして当該状態が継続している者でないこと。 (8) 直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ入札執行日において、3ヶ月以上の雇用関係のある専任の主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。	
	代表である構成員の参加資格要件	
3	登録業種及び総合評点等	
	所在地区分	東北管内に本社又は支店若しくは営業所を有する者。
	総合評点	建設業法27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の電気工事の総合評点値(P)が1,500点以上であること。
	建設業許可	特定建設業許可
	施工実績	平成20年4月1日以降に、公共又は民間発注のHEMS及びBEMS工事及びそのデータをLoRaWAN等により送信し、収集するシステム構築を元請負人（特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員）として完成した実績がある者。
4	配置技術者の要件	1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者の資格を有する者を専任で配置できる者。
	現場代理人の要件	太陽光発電設備工事において、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として実務経験のある者を配置できる者。
	その他構成員の参加資格者要件	
	登録業種及び総合評点等	所在地区分 浪江町内に本社又は支店を有する者。 建設業法第27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の電気工事の総合評点値(P)が500点以上であること。 建設業許可 特定建設業又は一般建設業許可
	施工実績	平成20年4月1日以降に、公共発注の建築物の新築工事又は改修工事の電気工事を元請負人として完成した実績がある者。
	配置技術者の要件	電気工事を施工し得る国家資格を有する者を専任で配置できる者。

第3 入札参加申請に必要な書類等の配布

- (1) 配布場所 浪江町ホームページからダウンロードすること。
- (2) 配布方法 浪江町ホームページからダウンロードすること。

第4 入札参加の申込み

(1) 提出書類

入札参加希望者は、入札参加資格を有することを証するため、(4)で定める書類を1部提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 提出期間

平成30年7月24日（火）から平成30年8月8日（水）

の午前8時30分から午後5時まで（ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(3) 提出場所

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 企画財政課 財政管財係

電話 0240-34-0237

(4) 申請書の様式等

- ① 入札参加申込書（様式1）
- ② 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- ③ 特定建設工事共同企業体協定書（様式3）
- ④ 委任状（様式5）
- ⑤ 有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の写し
(公告から契約日までの間を通じて有効なもの)
- ⑥ 建設業許可証明（通知）書の写し
- ⑦ 企業の施工実績確認表（様式6）
- ⑧ 配置予定技術者の施工実績確認表（様式7）
- ⑨ 配置技術者に係る同種工事の施工実績を証明する書類の写し
(例 竣工時工事カルテ受領書、請負契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）及び共同企業体協定書又は発注者発行の工事施工証明書等)
- ⑩ 配置予定技術者の実務経験経歴書（様式8）
- ⑪ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写し（代表者の技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証並びにその他資格者証、第2位の構成員の技術者については資格者証等）
- ⑫ 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写し（健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等の公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係を証明する書類）
- ⑬ 使用印鑑届（様式9）
- ⑭ 代表者が太陽光発電設備等設置後による防水措置、雨漏り等の10年間保証を証明する書類の見本
- ⑮ その他指示された書類

(5) 申請書類提出の際の注意事項

企業の施工実績は3件まで、配置予定技術者は3者まで申請可能とするが、施工実績、保有資格及び雇用関係を証明する書類の写は、それぞれ必要件数又は必要人数分とする。

また、申請書及び資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

(6) 提出方法

持参すること。FAX、電子メール及び郵便での受付はしない。

第5 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、平成30年8月16日（木）までに電話又はFAXにより連絡し、書面は郵送する。

第6 現場説明会・設計図書等の閲覧・質問等

(1) 現場説明会

行わない。

(2) 設計図書等の閲覧

平成30年7月23日（月）～平成30年8月22日（水）

※設計図書等の閲覧は町ホームページのみとする。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

①質問書の提出期限

平成30年8月3日（金）午後5時まで

②受付方法

質問書により、直接持参又はFAXによること。なお、FAXの場合は、送信後に必ず確認のため電話連絡すること。

③質問書の提出先

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 企画財政課 財政管財係

電話 0240-34-0237 FAX 0240-34-4593

④質問に対する回答

平成30年8月8日（水）午後5時までに回答する。

⑤回答書閲覧方法

浪江町ホームページに掲載する。

第7 入札等に関する事項

(1) 入札執行の日時及び場所

日 時 平成30年8月23日（木）午後2時00分から

場 所 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 2階大会議室

(2) 入札の方法

①入札の場所において直接入札を行う。(郵便、電送による入札は認めない。)

②入札時に必要な書類

ア 委任状(代理人が入札する場合)

イ 入札書

ウ 工事費内訳書(浪江町指定様式)

※別紙、「入札説明書」及び「工事費内訳書を作成する際の留意点」で必ず確認すること。

③落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜き)を入札書等に記載すること。

④提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

⑤入札書は、指定する日時及び場所に直接提出すること。

⑥工事費内訳書は返却しない。

(3) 入札執行回数

入札執行回数は回数を定めない。

(4) 再入札

予定価格(入札書比較価格)の制限範囲内に達する入札がないときは、入札最低価格者及び入札者名を発表した上で、直ちに再入札を行う。

再入札の意思のある者は、再入札を考慮し、再入札書(押印済のもの)を複数準備すること。

その発表により再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、第2回目以降の再入札に参加できない。

(5) 落札者の決定方法

①予定価格(入札書比較価格)の制限範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。

②落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、くじ引きに参加できない。

③入札者がいない、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

第8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

浪江町財務規則に定める入札保証金は入札金の100分の5以上の額とする。ただし、当該入札に参加する者のうち浪江町財務規則第115条の規定に該当するものについては免除することができる。

(2) 契約保証金

規則に定める契約保証金は請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、金融機関、又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 前払金

約款第34条第1項に定める前払い金は、工事請負代金の10分の4以内とする。

(4) 部分払

約款で定める部分払いは工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5を超えた場合に限る。なお、部分払いの回数は約款で定めるところによる。

第9 入札の無効

「入札説明書」第7に記載されている項目のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

第10 契約事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結

①契約については、浪江町財務規則及び浪江町工事請負契約約款に基づき契約締結する。

②本工事に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年浪江町条例第18号)第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

ただし、可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において乙(受注者)がこのことにより損害が生じた場合においても、甲(発注者)は一切その賠償の責めに応じないものとする。

第11 その他

本入札については、上記に定めるもののほか、別紙「入札説明書」を確認すること。